

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A市に所在するB会社（以下「会社」という。）に雇用され、職長、施工管理担当として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、会議中に突然倒れ、C医療センターに救急搬送された。被災者は、医療センターにおいて「解離性（胸部）大動脈瘤破裂」と診断され、同日、死亡した。死体検案書には、直接死因として「心膜血腫」、その原因として「解離性胸部大動脈瘤破裂」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) D医師作成の平成○年○月○日付け死体検案書によると、直接死因は「心膜血腫」であり、その原因は「解離性胸部大動脈瘤破裂」であると記載されている。また、E医師は、平成○年○月○日監督署受付の意見書において、要旨、「(到着時)心肺停止状態であり、蘇生治療を施し、心タンポナーデに対して心嚢穿刺とドレーン留置を行ったところ、一旦は自己心拍再開したものの同日死亡した。胸部CT検査を行ったところ、大動脈解離及び心タンポナーデ、両側血胸の所見であった。」と述べている。

当審査会としては、死体検案書及びE医師の意見書に鑑み、被災者は、平成○年○月○日、解離性胸部大動脈瘤破裂(以下「本件疾病」という。)を発症し、本件疾病による心膜血腫により死亡したものと判断する。

- (2) ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会においてもその取扱いを妥当なものと考えるところであり、本件疾病は認定基準の対象疾病であることから、認定基準に基づき、以下において検討する。

- (3) そこで、請求人及び請求代理人(以下「請求人ら」という。)の主張を踏まえ、認定基準に基づいて検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事への遭遇について

決定書理由第2の2の(2)のアの(ア)に説示するとおり、被災者は、発症前日(平成○年○月○日)、午前中は入札前の見積りの準備をし、午後にはA市内の現場を下見して直帰しており、発症当日(同月○日)は、見積り

の準備等に従事し、午後の会議中に発症したものであるが、前日及び当日共に異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 短期間の過重業務への就労について

決定書理由第2の2の(2)のアの(イ)に説示するとおり、被災者は、発症前おおむね1週間においては、通常業務に従事していたものであり、一方、2日間の休日が認められ、また、当該期間における1週40時間を超える時間外労働は認められないことから、当該期間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

ウ 長期間の過重業務への就労について

決定書理由第2の2の(2)のアの(ウ)に説示するとおり、発症前おおむね6か月間(平成〇年〇月～同年〇月)における被災者の勤務状況をみると、月別の勤務日数は各月22日ないし24日、休日は各月8日程度(最少で6日、最大で9日。〇月は16日間のうち4日)、連続勤務は最大6日間であり、被災者の同期間における時間外労働は、1か月1時間30分ないし23時間10分であると認められる。したがって、業務との関連性が強いと評価できる発症前1か月間に100時間又は発症前2か月間ないし6か月間を平均して月80時間にはおよそ達しておらず、その他心身への特段の業務負荷要因も認められないことから、被災者が発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従事していたとは認められないものである。

この点について、請求人らは、被災者の時間外労働時間について信憑性がなく納得がいかない旨主張するが、当審査会として、改めて本件における一件記録を精査するも、監督署長による時間外労働時間の算定は妥当であり、請求人らの主張は採用できない。

エ 労働時間以外の負荷要因について

本件における資料からみると、被災者は、平成〇年〇月頃までF外の現場での勤務が多く、夜勤に従事することもあり、一定の負荷があったものと推認されるが、被災者の現場での勤務は通常業務の範囲内であり、認定基準において示す労働時間以外の負荷要因は認められない。

オ 請求人のリスクファクターについて

脳・血管疾患の業務起因性の判断に当たっては、労働者の健康状態を把握する必要があるところ、当審査会において、改めて請求人の健康保険診療状

況、G病院の診療録及びH医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書について精査・検討した結果、当審査会としても、被災者の高血圧、喫煙等が本件疾病の発症に大きく影響を及ぼしたものとみることが相当であると判断する。

(4) 以上のことからすると、当審査会としても、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者は、「異常な出来事への遭遇」、「短時間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められないから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) そのほか、請求代理人の主張について改めて子細に検討したが、結論を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。